

輸入品に関する対応について

(平成 19 年 7 月 20 日 輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議 資料)

最近、海外から輸入される食品、ペットフード、消費生活用品等に危険な物資や成分が含まれるといった事案が国内外のメディアを通じて紹介報道されている。

我が国においては、輸入品について、関係省において安全対策を講じてきているところである。現時点において、輸入品について問題事案が頻発する状況ではないが、我が国において、輸入品が大きな比重を占める状況にあることから、必要に応じ、輸出国政府とも連携しつつ、輸入品の安全対策を強化することにより、国民の安全・安心を確保する必要がある。このため、輸入品について、以下のような措置をとることとする。

I. これまでの事案への対応

○ 輸入品に関する安全対策は、

- ① 輸出国の段階(輸出国対策)
- ② 輸入の段階(水際対策)
- ③ 国内流通の段階(国内対策)

で対応している。

○ このうち、①の輸出国の段階では、輸出国政府による輸出企業の登録、輸出前検査の実施等の対策があり、我が国との関係では、主に二国間の外交ルートを通じて我が国からの要請が行われることになる。これに対して、②及び③は基本的に国内対策であり、まず輸入の段階では、水際での検査によるチェック、危険な食品・製品等及びその生産・製造・輸入業者の把握等の対策が実施されている。輸入後の流通段階においては、危険な食品・製品等が発見された場合の回収

等が行われる。これに加え、それぞれの段階において危険な食品・製品等に関する情報を把握した場合には、消費者への注意喚起や業者への情報の周知・徹底等の対策が実施されている。(日本政府の対応事例については、別紙参照)。

Ⅱ. 今後の対応

政府としては、国民の安全・安心を確保する観点から、次のような対応を行うこととする。

1. 輸出国との情報交換・連携

○ 輸出国との情報交換等により、正確な情報を積極的に収集するとともに、輸出国とも連携した対応を取ることにより、安全な食品・製品等が輸入されるようにする。

○ 当面、中国政府との間では、以下の対応をとる。

(1) 食品(乳幼児用おもちゃを含む。以下同じ。)分野については、平成17年4月13日付けの担当大臣間の覚書中の「食品安全の課題についての対話及び協議(Ⅰ)」、「両国国内の関係法令等に関する情報交換(Ⅱ1)」及び「技術的問題に効果的に取り組むための協議(Ⅳ)」の一環として、

① 中国国内法に違反して生産、製造加工された食品の対日輸出防止

② 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出の確保

③ 中国の対米輸出食品への対応と対日輸出食品への対応との関係
の確認

の3項目について、まず専門家同士で意見交換を行いたい旨、在北京大使館を通じて、中国当局に伝える。

(2) 消費生活用品に係る製品事故対策については、平成19年4月に担当大臣間で覚書を締結し、事故情報に関する情報交換等の協力関係を構築。今後、本スキームに基づく協議開催を通じ、対日輸出の際、日本関係法令や安全基準等の遵守の必要性につき理解を深めるよう働きかけていく。

(3) 他の輸入品についても、在京大使館等を通じて、さらには日中経済パートナーシップ協議の枠組みも活用し、情報交換・連携を図っていく。

2. 問題が発生する前の予防的な措置

○外国から輸入される食品・製品等についての問題の発生を未然に防ぐため、今後、以下の措置を講じる。

(1) 製品等の輸入状況の把握

食品、医薬品、消費生活用品等の輸入品について、貿易統計などに基づいてその輸入量、輸出国などを、定期的に、安全規制部局において把握する。

(2) 安全関連の情報収集体制の強化

国内のみならず海外における食品・製品等の安全に関する情報を、様々なルートから幅広く収集する。

(3) 輸出国側の安全管理体制の調査と協力

輸出国側の食品・製品等の安全管理体制について、相手国の協力を得て調査を行い、必要に応じて、技術面の協力を検討する。

(4) 輸入者に対する情報提供と安全確保にかかる要請

海外からの食品・製品等の安全性の第一義的責任を負う輸入者に対して、上記の情報を適時適切に提供するとともに、一層の安全確保のための対応を講ずるよう要請する。

- さらに、輸出国政府との情報交換、情報収集等を通じて、危害の発生のおそれのある食品・製品等の情報に接した場合には、都道府県、関係団体に対し、また、国民に対し適切に情報を提供する。さらに、必要に応じて、立ち入り検査、調査等も機動的に実施する。このための分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

(1) 食品

- ① 検疫所及び(社)日本輸入食品安全推進協会において輸入者等に対する説明会を実施し、わが国に輸入される食品の全般の安全問題について情報提供するとともに、
 - ・ 食品の輸入に際しては、輸出国で違法に生産、製造加工された食品でないことを政府機関や輸出者、製造者に対して確認を行うこと
 - ・ 輸入している又は輸入しようとする食品の原材料、添加物、製造

方法、検査データが日本の食品衛生法を遵守していることの再確認を行うこと

について要請する。

② 営業・販売目的の輸入食品は、食品衛生法に基づき全て届出され、検疫所で審査し、年間計画に基づく抽出検査であるモニタリング検査、検査命令による全届出検査を行っている。

米国において、問題となっている養殖水産物の抗菌性物質の残留等については、海外情報を収集し、我が国に輸入される関係食品に対する検査命令実施など迅速かつ厳正に対応する。

(2) 医薬品等

海外から医薬品等を輸入しようとする企業に対しては、薬事法に基づき、製造販売業の許可制度を通じて安全管理体制を整備させるとともに、

- ・ 医薬品及び医薬部外品については、品目ごとに安全性等についての我が国の審査を受けさせ、
- ・ 化粧品については、全成分を表示させる

こととしている。これらに加え、海外等からの安全性に関する情報を的確・迅速に反映し、問題となる製品が輸入されないよう措置する。

(3) 消費生活用品

経済産業省は、月一回開催している製品安全点検日の場等を通じ、今後、輸入業者に対しても、継続的に安全対策について注意喚起を呼びかける。また、製品事故のおそれの高い製品情報を入手した場合には、適切なメディアを総動員して消費者に、注意喚起を呼びかけていく。

また、経済産業省は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)等に寄せられた「ヒヤリ・ハット情報」等に基づき、事故リスクが少なくないと考えられる製品分野については、試買検査や立入検査等を機動的に展開し、その結果に基づき、消費者への注意喚起等を行う。(例：電気ストーブのリモコンによる誤作動情報に基づき試買検査を実施。その結果に基づき技術基準を強化。)

(4) 飼料

- ①飼料については、飼料安全法に基づき、国が一定の規格を定め、これに合致しないものの製造や輸入を禁止するとともに、(独)農林水産消費安全技術センターが輸入・製造業者等に対する立入検査を行うことにより、その安全性を確保している。
- ②米国におけるペットフードによる死亡事故への対応を踏まえ、今後、飼料の安全性に係る海外関係情報を積極的に収集し、都道府県、輸入業者、関係団体等に対する迅速な情報提供を行うとともに、安全性に疑いがある場合には、飼料安全法に基づく立入検査を機動的に実施する。
- ③また、(独)農林水産消費安全技術センターによる輸入時の検査件数を増やし、モニタリングを強化する。

3. 問題が発生した場合の措置

仮に安全性に問題のある製品等が発見された場合、現行制度に基づき、製造、輸入禁止等の措置を迅速に講ずる。分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

(1) 食品

これまでも、安全性に問題のある食品が発見された場合には、食品衛生法に基づき、当該食品が流通しないよう各般の措置を講じているところであり、今後も引き続き以下の対応を迅速かつ適切に実施する。

- ・ 輸入時検査等において、安全性に問題のある食品が発見された場合には、輸入者等に、当該食品の廃棄や積み戻し等を命じ、国内に流通しないように措置する。
- ・ 必要に応じて、在京公館を通じて輸出国政府に通報し、原因究明、再発防止対策等を要請する。
- ・ 必要に応じて、輸入時検査の強化を行う。
- ・ 関係事業者名を含め、違反に関する情報をHP等に速やかに公表する。

(2) 医薬品等

問題となる物質が混入した場合等については、薬事法に基づき回収等の措置を速やかに講じさせることとし、企業がこれに応じない場合には業許可の取り消しなどの厳しい措置をとる。

(3) 消費生活用品

経済産業省は、本年 5 月に開始した重大事故情報収集・公表制度に基づき、重大事故発生の報告があった場合には、速やかにこれを公表するとともに、消費者の安全・安心確保のため、輸入業者に対し製品回収を指導する等、事故の再発・拡大防止を迅速に図る。

また、出荷・輸入を規制する製品安全四法(消費生活用製品安全法や電気用品安全取締法やガス事業法や液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律)に基づき、試買検査等を通じて発覚した技術基準違反などが判明した製品については、改善命令等の行政処分も含め、厳格な対応を図っていく。

(4) 飼料

家畜等に対する健康被害や畜産物等の安全性が懸念される飼料が発見された場合には、飼料安全法に基づき製造、輸入、販売の禁止等の措置を講じる。